

説明資料

区分	鷹巣阿仁地域4町の現況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
中小企業事業資金融資等	<p>利子補給制度 なし</p>	<p>利子補給制度 なし</p>	<p>利子補給制度 なし</p>	<p>利子補給制度 阿仁町中小企業振興資金融資保証制度 ・利子補給...年2.0% ・補給期間...7年以内</p>	<p>合併時に廃止する。ただし、償還継続分は新市に引き継ぎ償還終了時までとする。</p>
	<p>中小企業育成資金融資 (商工中金預託金)</p> <p>1.対象 中小企業団体(所属団体)とその構成員(例:商店街振興組合等と構成員)</p> <p>2.融資内容 (1)用途:設備資金、運転資金 (2)融資期間:設備資金15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金10年以内(うち据置期間2年以内) (3)預託額 : 4,000万円 (4)預託利率:年0.04%</p>	<p>中小企業育成資金融資 (商工中金預託金)</p> <p>1.対象 中小企業団体(所属団体)とその構成員(例:商店街振興組合等と構成員)</p> <p>2.融資内容 (1)用途:設備資金、運転資金 (2)融資期間:設備資金15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金10年以内(うち据置期間2年以内) (3)預託額 : 2,500万円 (4)預託利率:年0.04%</p>	<p>なし</p>	<p>中小企業育成資金融資 (商工中金預託金)</p> <p>1.対象 中小企業団体(所属団体)とその構成員(例:商店街振興組合等と構成員)</p> <p>2.融資内容 (1)用途:設備資金、運転資金 (2)融資期間:設備資金15年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金10年以内(うち据置期間2年以内) (3)預託額 : 1,500万円 (4)預託利率:年0.04%</p>	<p>合併時に統一するよう調整する。</p>
			<p>森吉町民宿事業資金貸付制度</p> <p>1.対象 町内に住所を有し、旅館業法による「簡易宿泊所」の認可を受け、観光客を対象に本町内で営業するものが建物の改築、増築を行なう場合貸付する。</p> <p>2.融資内容 一件50万円以内。</p> <p>3.貸付条件 利率年3% (7年以内に元利均等年賦償還)</p> <p>4.申込受付 森吉町企画観光課</p>	<p>阿仁町民宿施設整備費貸付金規則</p> <p>1.対象 町内に住所を有し、旅館業法による「簡易宿泊所」の認可を受け、観光客を対象に本町内で営業するものが建物の改築、増築を行なう場合貸付する。</p> <p>2.融資内容 一件50万円以内。</p> <p>3.貸付条件 利率年3.5% (7年以内に元利均等年賦償還)</p> <p>4.申込受付 阿仁町商工観光課</p>	<p>森吉町民宿事業資金貸付制度及び阿仁町民宿施設貸付金制度については、合併時に廃止する。</p>

説明資料

区分	鷹巣阿仁地域4町の現況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
誘致企業等 奨励措置	<p>工場の新・増設に関する奨励措置 (鷹巣町工業振興促進条例)</p> <p>【指定基準】 工場新設：常時雇用者20人以上、資産総額5千万円以上。 工場増設：新たに常時雇用者10人以上を雇用、資産総額3千万円以上。 ソフトウェア事業所及び研究施設の新・常時雇用者5人以上、投下固定資産総額1千万円以上。</p> <p>【奨励措置】 雇用奨励金の交付 ・雇用者一人につき10万円。一企業年額300万円限度。(3年間) 操業奨励金の交付 ・町営水道より事業の用に給水を受け、1カ月500m³を超える水道料金の2分の1に相当する額を交付。(3年間) 固定資産税の課税免除 ・新設又は増設した施設の場合の課税免除。(5年間)</p>	<p>工場の新・増設に関する奨励措置 (合川町工場誘致奨励条例)</p> <p>【指定基準】 工場等の新設、増設又は移転若しくは工場用地等取得に用いた投下固定資本額5千万円以上のもの。工場用地等取得者にあつては2千万円以上のもの。</p> <p>【奨励措置】 固定資産税の課税免除対象者で製造の用に供しないために課税される税金相当分を奨励金として交付。(3年間)</p>	<p>工場の新・増設に関する奨励措置 (森吉町工場設置促進条例)</p> <p>【指定基準】 投下固定資産の取得価格が3千万円を超え、かつ、これを事業の用に供すること。 常時雇用者が20人以上であること。</p> <p>【奨励措置】 雇用奨励金の交付 ・雇用者一人につき10万円。一企業年額200万円限度(3年以内) 町内へ工場を新設、増設する場合に限り長野岱工業団地及び鶴田工業団地への立地を認めると共に、工場敷地を無償で貸与。 奨励金 ・新設又は増設した工場に対し、固定資産税に相当する奨励金を交付。(10年以内)</p>	<p>工場の新・増設に関する奨励措置 (阿仁町工場設置促進条例)</p> <p>【指定基準】 工場用地の貸与を受けようとするものは、創業規模が常時雇用者20人以上であること。</p> <p>【奨励措置】 町内へ工場を新設、増設する者に対し、その工場敷地を無償で貸与。(3年以内) 固定資産税の課税免除 ・新設又は増設した施設の場合の課税免除。(3年間)</p>	<p>奨励措置については、新市において速やかに調整する。</p>
				<p>阿仁町高津森リゾート基地条例 [奨励措置] 団地内に宿泊施設を設置した個人、または法人の建物及び償却資産に係わる固定資産税の減免を行うことができる。</p>	

説明資料

区分	鷹巣阿仁地域4町の現況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
観光協会	鷹巣町観光協会	合川町観光協会	なし	阿仁町観光協会	合併後に再編する。
観光関係団体		合川町特産品販売株 (第3セクター)	(財)森吉町観光開発公社 (第3セクター)	マタギの里観光開発株 (第3セクター)	各町の第3セクターは合併後も存続する。合併後、各第3セクターは自立経営を基本とする。
	鷹巣町物産協会 鷹巣町観光物産開発株		ブナの雫森吉山合資会社		
観光事業・イベント等	大太鼓たたき初め (1月) もちっこ市 (2月) 中央公園さくら祭り (4月) たかのす太鼓まつり (6月) ふるさと踊りと餅っこまつり (6月) 綴子大太鼓祭り (7月) 米代川花火大会 (7月) 秋田内陸リフトカップ 100キロチャレンジマラソン大会 (9月)	あじさい祭り (7月) ふるさとまつり (8月) 秋田内陸リフトカップ 100キロチャレンジマラソン大会 (9月)	森吉山山開き (5月) 太平湖開き (6月) 太平湖小又峡紅葉まつり(10月) 森吉山麓たなばた火まつり (8月) 秋田内陸リフトカップ 100キロチャレンジマラソン大会 (9月)	阿仁の花菖蒲まつり (6月～7月) 森吉山ゴンドラ運行 ・「花の百名山紀行」(6月～7月) ・「夏山観賞」(8月) ・森吉山「紅葉観賞」(10月) ・「阿仁の樹氷まつり」(1月～3月) 根子番楽 (8月) 阿仁の花火と灯籠流し (8月) 異人館フェスティバル (8月) 秋田内陸リフトカップ 100キロチャレンジマラソン大会 (9月) マタギの里雪まつり (3月)	主催団体と協議し、新市においても継続実施する。

説明資料

区分	鷹巣阿仁地域4町の現況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
観光施設	大太鼓の館 湯ノ岱温泉	ひまわりの家 大野台ハイランド	浜辺の歌音楽館 クウインズ森吉 国民宿舎「森吉山荘」 妖精の森 下前田温泉 太平湖グリーンハウス 太平湖遊覧船 奥森吉青少年野外活動基地	打当温泉マタギの湯 花菖蒲園・緑地公園 郷土文化保存伝承館 高津森如カントリースキース プナ岱キャンプ場 打当温泉スキー場	現行のとおり 新市に引き継ぐ。